社会福祉法人みきの家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みきの家(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を 支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設(法人が設置運営する施設をいう。)(以下「法人及び施設」 という。)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張報酬)

第7条 役員及び評議員が法人及び施設の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

2 法人及び施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年10月25日から施行する。

別表1

名称	報 酬	実費弁償費
理事会・評議員会	日額 6,000円	昭島市内 1,000円 市 外 2,000円 (実費が2000円を超える場合は実費)

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	日額15,000円	
理事及び評議員	日額 8,000円	別表1に同じ
監事	日額10,000円	
苦情対応第三者委員	日額 5,000円	

別表3

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 12,000円	日額 10,000円	実費額